| | |
|---|---|
| 担当課名 | クリーンセンター |
| 案件名 | １号各マンホール更新 |
| 案件の概要 | １号各マンホールの更新を実施する。 |
| 随意契約の種類 | 単独随意契約 |
| 契約年月日 | 令和　２年　９月　７日 |
| 契約の相手方 | 大栄環境株式会社 |
| 契約金額 | 6,380,000 円（うち消費税 580,000 円） |
| 契約期間 | 令和　２年　９月　７日～令和　３年　３月２６日 |
| 随意契約とした理由 | 本業務は、１号各マンホールの更新を実施するものである。<br>マンホールは煙道等に設置されており、メンテナンスの際はそこから内部の状態を確認し、中に入り込んで修繕作業を実施している。現在、マンホールの腐食が著しく、メンテナンスの際に支障を来たしている。また、焼却設備については適切に焼却運転が可能となるよう密閉構造とする必要があり、早急にマンホールの更新を実施するものである。<br>ごみ処理施設は特殊な設備により構成されており、その更新には施設に精通した者による実施でなければならない。また、焼却炉の稼働を行いながら更新を進めていく必要があり、安全性を確保しながら更新を進めていかなければならないことから、当該業務を実施できるのは、現運転管理委託業者でもあり、機能・構造及び特性を十分に熟知しており修繕実績のある大栄環境株式会社しかない。よって、大栄環境株式会社と単独随意契約を締結するものとする。（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第５号に該当） |